

改正

昭和39年10月27日条例第55号

昭和40年4月1日条例第15号

昭和40年7月27日条例第26号

昭和41年4月1日条例第16号

昭和41年7月12日条例第25号

昭和41年12月26日条例第41号

昭和42年3月17日条例第7号

昭和43年4月1日条例第7号

昭和43年10月1日条例第23号

昭和44年4月1日条例第8号

昭和44年12月20日条例第39号

昭和45年11月30日条例第39号

昭和45年12月23日条例第42号

昭和47年3月31日条例第14号

昭和47年10月11日条例第38号

昭和48年3月26日条例第8号

昭和48年12月25日条例第49号

昭和49年10月15日条例第48号

昭和49年12月24日条例第61号

昭和50年3月14日条例第3号

昭和50年7月25日条例第16号

昭和50年12月26日条例第34号

昭和51年12月25日条例第42号

昭和52年12月26日条例第34号

昭和53年10月16日条例第29号

昭和53年12月25日条例第33号

昭和55年3月31日条例第12号

昭和55年10月17日条例第31号
昭和56年3月31日条例第14号
昭和56年7月22日条例第27号
昭和57年3月31日条例第11号
昭和58年3月11日条例第6号
昭和58年10月11日条例第14号
昭和58年12月28日条例第19号
昭和61年12月22日条例第36号
昭和62年3月9日条例第11号
昭和62年12月18日条例第28号
平成元年3月30日条例第16号
平成3年6月15日条例第24号
平成4年3月17日条例第3号
平成4年10月3日条例第29号
平成5年3月30日条例第15号
平成5年10月1日条例第36号
平成6年3月31日条例第9号
平成7年3月13日条例第14号
平成8年3月29日条例第18号
平成9年3月31日条例第17号
平成11年3月17日条例第19号
平成11年12月24日条例第71号
平成12年12月22日条例第65号
平成13年3月29日条例第23号
平成16年3月26日条例第19号
平成17年3月29日条例第36号
平成17年7月22日条例第61号
平成17年10月5日条例第70号
平成17年12月27日条例第89号
平成18年10月1日条例第61号

平成19年3月16日条例第25号
平成19年9月30日条例第58号
平成19年12月26日条例第67号
平成20年10月10日条例第34号
平成21年3月16日条例第10号
平成21年10月9日条例第44号
平成22年3月15日条例第12号
平成22年12月14日条例第49号
平成23年9月29日条例第38号
平成26年3月26日条例第35号
平成26年12月9日条例第67号
平成28年3月14日条例第13号
平成29年10月5日条例第35号
平成31年3月22日条例第23号
令和元年10月7日条例第19号
令和2年3月16日条例第1号
令和3年3月24日条例第19号
令和4年7月5日条例第23号
令和5年3月22日条例第21号

教育関係の公の施設に関する条例をここに公布する。

教育関係の公の施設に関する条例

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条第1項に規定する公の施設のうち学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定による学校その他の教育機関（以下「教育関係の公の施設」という。）の設置、管理及び廃止については、法令又は他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(設置)

第2条 県民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するため、別表第1に掲げるとおり教育関係の公の施設を設置する。

(職員)

第3条 教育関係の公の施設の必要に応じて、事務職員、技術職員、その他の職員を置く。

(指定管理者が管理を行う教育関係の公の施設)

第4条 教育委員会は、必要があると認めるときは、法第244条の2第3項の規定により、別表第2に掲げる教育関係の公の施設の管理を法人その他の団体（以下「団体」という。）で教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者の指定の手続)

第5条 前条の規定による指定を受けようとするものは、申請書に教育関係の公の施設の管理に係る事業計画書（以下「事業計画書」という。）その他教育委員会規則で定める書類を添付して教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項に規定する申請の手続について、あらかじめ公表するものとする。

3 教育委員会は、第1項の規定による申請書の提出があったときは、次に掲げる基準により内容の審査を行い、指定管理者の候補（以下「指定管理候補者」という。）を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

(1) 住民の平等な利用が確保されること。

(2) 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。

(4) その他教育委員会規則で定める基準

(指定管理者の指定の手続の特例)

第5条の2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、同条第3項各号に掲げる基準を満たすものと認める団体を指定管理候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定することができる。

(1) 前条第1項に規定する申請がなかったとき、又は同条第3項の審査の結果指定管理候補者となるべき団体がなかったとき。

(2) 指定管理候補者を指定管理者として指定することが不可能となり、又は著しく不相当と認められる事情が生じたとき。

(3) 法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消したとき。

(4) 教育関係の公の施設に係る特定事業（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進

に関する法律（平成11年法律第117号。以下この号において「民間資金法」という。）第2条第2項に規定する特定事業をいう。）を実施する民間事業者として民間資金法第8条第1項の規定により選定された団体を指定管理候補者とするとき。

(5) その他教育委員会が特に必要と認めるとき。

2 教育委員会は、前項の規定により指定管理候補者を選定する場合には、当該団体に対し、前条第1項に規定する書類の提出を求めるものとする。

(利用料金)

第6条 知事は、相当と認めるときは、別表第3の施設の欄に掲げる教育関係の公の施設の指定管理者に、その管理する公の施設の利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の場合における利用料金は、別表第3に定める基準に従って指定管理者が定めるものとする。

3 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

4 指定管理者は、公益上その他特別の事由がある場合に限り、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(準用規定)

第7条 教育関係の公の施設の管理については、公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）の第3条、第5条から第9条まで、第10条の3、第10条の4及び第10条の6から第12条までの規定を準用する。この場合において、第8条及び第10条の6の規定を除き、「知事」とあるのは「教育委員会」と、「規則」とあるのは「教育委員会規則」と、「使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第9号）」とあるのは「教育関係使用料及び手数料徴収条例（平成13年宮崎県条例第23号）」と読み替えるものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

2 教育機関設置条例（昭和32年宮崎県条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表中宮崎県青年の家及び宮崎県青島青年の家の項を削る。

3 県立図書館条例（昭和25年宮崎県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第1条中「宮崎市本町27番地」を「宮崎市別府町4番地」に改める。

附 則（昭和39年10月27日条例第55号）

この条例は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則（昭和40年4月1日条例第15号）

この条例は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則（昭和40年7月27日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和41年4月1日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和41年7月12日条例第25号）

この条例は、昭和41年9月1日から施行する。

附 則（昭和41年12月26日条例第41号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和42年3月17日条例第7号）

この条例は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則（昭和43年4月1日条例第7号）

この条例は、昭和43年7月1日から施行する。

附 則（昭和43年10月1日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和44年4月1日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和44年12月20日条例第39号）

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則（昭和45年11月30日条例第39号）

この条例は、昭和45年12月1日から施行する。

附 則（昭和45年12月23日条例第42号）

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年3月31日条例第14号）

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年10月11日条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年3月26日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定中県立延岡第二高等学校に係る部分は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年12月25日条例第49号）

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年10月15日条例第48号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年12月24日条例第61号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定中県立日向高等学校に関する部分は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年3月14日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定中宮崎県青島少年自然の家に関する部分は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

附 則（昭和50年7月25日条例第16号）

この条例は、昭和50年8月1日から施行する。

附 則（昭和50年12月26日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定中県立宮崎赤江養護学校に関する部分は昭和51年1月1日から、同田原分校に関する部分は同年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年12月25日条例第42号）

この条例は、昭和52年1月1日から施行する。

附 則（昭和52年12月26日条例第34号）

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年10月16日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年12月25日条例第33号）

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年3月31日条例第12号）

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年10月17日条例第31号）

この条例は、昭和55年10月20日から施行する。

附 則（昭和56年3月31日条例第14号）

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年7月22日条例第27号）

この条例は、昭和56年10月1日から施行する。

附 則（昭和57年3月31日条例第11号）

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年3月11日条例第6号）

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年10月11日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年12月28日条例第19号）

この条例は、昭和59年1月1日から施行する。

附 則（昭和61年12月22日条例第36号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則（昭和62年3月9日条例第11号）

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年12月18日条例第28号）

この条例は、昭和63年1月1日から施行する。

附 則（平成元年3月30日条例第16号）

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成3年6月15日条例第24号）

この条例は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

附 則（平成4年3月17日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年10月3日条例第29号）

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成5年4月1日条例第15号）

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成5年10月1日条例第36号）

この条例は、平成6年1月1日から施行する。

附 則（平成6年3月31日条例第9号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年3月13日条例第14号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月29日条例第18号）

（施行期日）

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

（宮崎県総合博物館条例の一部改正）

2 宮崎県総合博物館条例（昭和45年宮崎県条例第41号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成9年3月31日条例第17号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月17日条例第19号）

（施行期日）

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

2 職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（県立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

3 県立学校職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和34年宮崎県条例第10号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正）

4 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年宮崎県条例第47号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成11年12月24日条例第71号）

この条例は、平成12年1月20日から施行する。

附 則（平成12年12月22日条例第65号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年3月29日条例第23号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月26日条例第19号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の教育関係の公の施設に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第4条第1項の規定により管理を委託している教育関係の公の施設については、改正前の条例第4条及び別表第2の規定は、平成18年9月1日（同日前にこの条例による改正後の第5条の規定により指定管理者を指定した教育関係の公の施設にあっては、当該指定の日）までの間は、なおその効力を有する。

附 則（平成17年3月29日条例第36号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、

「	県立都城西高等学校	都城市都原町3405番地	」
	県立延岡西高等学校	延岡市野地町3丁目3477番の2	
	県立西都商業高等学校	西都市大字調殿880番地	」

を

「	県立都城西高等学校	都城市都原町3405番地	」
	県立西都商業高等学校	西都市大字調殿880番地	」

に改める改正規定及び

「	県立日向高等学校	日向市大字財光寺字比良6265番地	」
	県立延岡東高等学校	延岡市牧町4722番地	
	県立宮崎北高等学校	宮崎市大字新名爪字尾廻4567番地	」

を

「	県立日向高等学校	日向市大字財光寺字比良6265番地	」
	県立宮崎北高等学校	宮崎市大字新名爪字尾廻4567番地	」

に改める改正規定は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成17年 7 月22日条例第61号）

この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成17年10月 5 日条例第70号）

この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成17年12月27日条例第89号）

この条例は、平成18年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成18年10月 1 日条例第61号）

この条例は、平成19年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年 3 月16日条例第25号）

この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年 9 月30日条例第58号）

この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定中

「	県立延岡星雲高等学校	延岡市牧町4722番地	」
---	------------	-------------	---

を

「	県立延岡星雲高等学校	延岡市牧町4722番地	」
	県立小林秀峰高等学校	小林市大字水流迫664番地の 2	

に改める部分は、平成20年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年12月26日条例第67号）

この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年10月10日条例第34号）

この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定中

「	県立小林秀峰高等学校	小林市大字水流迫664番地の 2	」
---	------------	------------------	---

を

「	県立小林秀峰高等学校	小林市大字水流迫664番地の 2	」
	県立日南振徳高等学校	日南市大字板敷410番地	

に改める部分は、平成21年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成21年 3 月16日条例第10号）

この条例は、平成21年 3 月30日から施行する。

附 則（平成21年10月 9 日条例第44号）

この条例は、平成22年 1 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定中県立高原高等学校

に関する部分は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月15日条例第12号）

この条例は、平成22年3月23日から施行する。

附 則（平成22年12月14日条例第49号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月29日条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定中県立延岡しろやま支援学校に関する部分は平成24年1月1日から、別表第1の改正規定（県立延岡しろやま支援学校に関する部分を除く。）及び別表第3の改正規定は平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月26日条例第35号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月9日条例第67号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月14日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年10月5日条例第35号）

この条例中第1条の規定は平成30年1月1日から、第2条の規定は平成32年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月22日条例第23号）

この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年10月7日条例第19号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月16日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月24日条例第19号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年7月5日条例第23号）

改正

令和5年3月22日条例第21号

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、別表第3の改正規定中宮崎県体育館に関する部分及び次項の規定は、公布の日から施行する。(令和5年6月規則第34号で、同5年8月20日から施行)

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の教育関係の公の施設に関する条例第4条に規定する指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則 (令和5年3月22日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

区分及び名称	位置
学校	
中学校	
県立宮崎西高等学校附属中学校	宮崎市大塚町3975番地の2
県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校	都城市妻ヶ丘町27街区15号
高等学校	
県立宮崎大宮高等学校	宮崎市神宮東1丁目3番10号
県立宮崎工業高等学校	同 天満町9番1号
県立都城泉ヶ丘高等学校	都城市妻ヶ丘町27街区15号
県立都城農業高等学校	同 祝吉1丁目5番1
県立延岡高等学校	延岡市古城町3丁目233番地
県立日南高等学校	日南市大字星倉5800番地
県立福島高等学校	串間市大字西方4015番地
県立小林高等学校	小林市真方124番地
県立本庄高等学校	東諸県郡国富町大字本庄5071番地
県立高鍋高等学校	児湯郡高鍋町大字北高鍋4262番地
県立富島高等学校	日向市鶴町3丁目1番43号
県立高千穂高等学校	西臼杵郡高千穂町大字三田井1234番地

県立延岡工業高等学校	延岡市緑ヶ丘1丁目8番1号
県立宮崎海洋高等学校	宮崎市日ノ出町1番地
県立高鍋農業高等学校	児湯郡高鍋町大字上江1339番地の2
県立高城高等学校	都城市高城町穂満坊156番地
県立宮崎商業高等学校	宮崎市和知川原3丁目24番地
県立都城商業高等学校	都城市上東町31街区25号
県立延岡商業高等学校	延岡市桜ヶ丘3丁目7122番地
県立宮崎農業高等学校	宮崎市大字恒久春日田1061番地
県立都城工業高等学校	都城市五十町2400番地
県立日向工業高等学校	日向市大字平岩8750番地
県立宮崎南高等学校	宮崎市月見ヶ丘5丁目2番1号
県立都城西高等学校	都城市都原町3405番地
県立門川高等学校	東臼杵郡門川町大字門川尾末2680番地
県立飯野高等学校	えびの市大字原田3068番地
県立延岡青朋高等学校	延岡市平原町2丁目2618番の2
県立宮崎西高等学校	宮崎市大塚町3975番地の2
県立宮崎東高等学校	同 神宮東1丁目2番42号
県立日向高等学校	日向市大字財光寺字比良6265番地
県立宮崎北高等学校	宮崎市大字新名爪字尾廻4567番地
県立佐土原高等学校	同 佐土原町下田島字蓑崎21567番地
県立延岡星雲高等学校	延岡市牧町4722番地
県立小林秀峰高等学校	小林市水流迫664番地の2
県立日南振徳高等学校	日南市大字板敷410番地
県立妻高等学校	西都市大字右松2330番地
中等教育学校	
県立五ヶ瀬中等教育学校	西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所9468番地の30
特別支援学校	
県立明星視覚支援学校	宮崎市大字島之内字櫛1390番地
県立都城さくら聴覚支援学校	都城市都原町7430番地
県立清武せいりゅう支援学校	宮崎市清武町木原字山内4257番地9

県立みやざき中央支援学校	宮崎市大字島之内字新開2100番地
県立赤江まつばら支援学校	同 大字田吉字松崎4977番地371
県立みなみのかぜ支援学校	宮崎市清武町木原字山内4257番地 6
県立日南くろしお支援学校	日南市大字風田字蔓迫4030番地
県立都城きりしま支援学校	都城市南横市町7097番の 2
県立日向ひまわり支援学校	日向市大字塩見字谷張原12161番地
県立児湯るびなす支援学校	児湯郡新富町大字日置字月待田1297番地
県立延岡しろやま支援学校	延岡市野地町 3 丁目3477番 2 号
同 高千穂校	西臼杵郡高千穂町大字三田井1234番地
県立小林こすもす支援学校	
同 小学部	小林市東方3216番地
同 中学部	同 東方3094番地 2
同 高等部	同 真方124番地
宮崎県青島少年自然の家	宮崎市大字熊野字藤兵衛中州
宮崎県むかばき少年自然の家	延岡市行滕町760番 3
宮崎県御池少年自然の家	都城市夏尾町5988番30
宮崎県体育館	宮崎市宮崎駅東 2 丁目 4 番 1
新宮崎県体育館	延岡市大貫町 1 丁目2894
宮崎県ライフル射撃競技場	宮崎市田野町乙4765番地の 1
宮崎県埋蔵文化財センター	同 佐土原町下那珂字圀4019番地
宮崎県埋蔵文化財センター分館	同 神宮 2 丁目 4 番 4 号

別表第2（第4条関係）

名称

宮崎県青島少年自然の家

宮崎県むかばき少年自然の家

宮崎県御池少年自然の家

宮崎県体育館

新宮崎県体育館

宮崎県ライフル射撃競技場

別表第3（第6条関係）

施設	基準			
	区分	単位	金額	備考
宮崎県青島少年自然の家	宿泊室	1人1泊につき		1 「1泊」とは、午前9時から翌日の午後4時までの範囲内において当該施設を利用し、宿泊することをいう。
宮崎県むかばき少年自然の家		30歳未満の者	330円以下	
		30歳以上の者	660円以下	
宮崎県御池少年自然の家	研修室	1室1時間につき	505円以下	2 1時間を単位とする利用料金の額を計算する場合において1時間に満たない端数があるときは、その端数は1時間とする。
宮崎県体育館	宮崎県青島少年自然の家	1時間につき		3 宿泊室、キャンプ場及びキャンプ用具については、学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く。)に在学する者及び未就学の者(以下「在
		全面を利用する場合	1,100円以下	
		半面を利用する場合	550円以下	
	宮崎県むかばき少年自然の家	1時間につき	785円以下	
	宮崎県御池			

		少年自然の家			学者等」という。)は、無料とする。
	キャンプ場		1人1泊につき 30歳未満の者 30歳以上の者	110円以下 220円以下	4 研修室及び体育館については、在学者等で構成する団体は、無料とする。
	キャンプ用具	テント	1人1泊につき 30歳未満の者 30歳以上の者	110円以下 220円以下	5 「全面を利用する場合」とは、体育館の床面積の2分の1を超えて利用する場合をいい、「半面を利用する場合」とは、体育館の床面積の2分の1以下を利用する場合をいう。
		寝袋	1泊1個につき 30歳未満の者 30歳以上の者	110円以下 220円以下	
		毛布	1泊1枚につき 30歳未満の者 30歳以上の者	110円以下 220円以下	
宮崎県体育館	本館競技場	入場料等を徴収しない場合	1団体1時間につき アマチュア		1 「入場料等」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを

		<p>スポーツに利用するとき</p> <p>児童・生徒の団体 1,290円以下</p> <p>その他の団体 2,030円以下</p> <p>アマチュアスポーツ以外に利用するとき 8,210円以下</p>	<p>問わず入場することに関し徴収される入場の対価その他これに類するものをいう。</p> <p>2 「児童・生徒」とは、学校教育法第1条に規定する学校(大学及び高等専門学校を除く。)に在学する者及び未就学の者をいう。</p> <p>3 1つの団体が競技場の一部を独占して利用する場合の利用料金は、当該金額の欄に掲げる金額に、競技場の3分の2以下の面積を利用するときは3分の2、2分の1以下の面積を利用するときは2分の1、3分の1以下の面積を利用するときは3分の1を乗じて得た額(100円に満たない端数があるときは、その端数は100円とする。)以下とする。</p> <p>4 1時間を単位とする利用料金の額を計算する場合において1時間に満たない端数がある</p>
	<p>入場料等を徴収する場合</p>	<p>1 団体1日につき</p> <p>アマチュアスポーツに利用するとき</p> <p>児童・生徒の団体 1人1日当たりの入場料等の最高額に100を乗じて得た額(その額が14,180円に満たない場合にあつては、14,180円)以下</p> <p>その他の団体 1人1日当たりの入場料等の最高額に100を乗じて得た額(その額が</p>	<p>2 1つの団体が競技場の一部を独占して利用する場合の利用料金は、当該金額の欄に掲げる金額に、競技場の3分の2以下の面積を利用するときは3分の2、2分の1以下の面積を利用するときは2分の1、3分の1以下の面積を利用するときは3分の1を乗じて得た額(100円に満たない端数があるときは、その端数は100円とする。)以下とする。</p> <p>4 1時間を単位とする利用料金の額を計算する場合において1時間に満たない端数がある</p>

			22,240円に満たない場合にあつては、22,240円)以下	ときは、その端数は1時間とする。
		アマチュアスポーツ以外に利用するとき	1人1日当たりの入場料等の最高額に100を乗じて得た額(その額が90,340円に満たない場合にあつては、90,340円)以下	
	別館第1競技場	1団体1時間につき アマチュアスポーツに利用するとき 児童・生徒の団体 その他の団体 アマチュアスポーツ以外に利用するとき	270円以下 540円以下 2,090円以下	1 「児童・生徒」とは、学校教育法第1条に規定する学校(大学及び高等専門学校を除く。)に在学する者及び未就学の者をいう。 2 1つの団体が競技場の一部を独占して利用する場合の利用料金は、当該金額の欄に掲げる金額に、競技場の3分の2以下の面積を利用するときは3分の2、2分の1以下の面積を利用するときは2分の1、3分の1以下の面積を利用するときは3分の1

				<p>を乗じて得た額（100円に満たない端数があるときは、その端数は100円とする。）以下とする。</p> <p>3 1時間を単位とする利用料金の額を計算する場合において1時間に満たない端数があるときは、その端数は1時間とする。</p>
別館第2 競技場	専用での利用の場合	1団体1時間につき 児童・生徒の団体 その他の団体	190円以下 380円以下	<p>1 「専用での利用の場合」とは、10人以上の団体に利用する場合をいい、「専用での利用でない場合」とは、9人以下の団体（個人を含む。）で利用する場合をいう。</p> <p>2 「児童・生徒」とは、学校教育法第1条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）に在学する者及び未就学の者をいう。</p> <p>3 1時間を単位とする利用料金の額を計算する場合において1時間に満たない端数があるときは、その端数は1時間とする。</p>
	専用でない場合	1団体（個人を含む。）1時間につき 児童・生徒の団体（個人を含む。） その他の団体（個人を含む。）	100円以下 200円以下	
別館第3 競技場	専用での利用の場合	1団体1時間につき 児童・生徒の団体	190円以下	<p>を乗じて得た額（100円に満たない端数があるときは、その端数は100円とする。）以下とする。</p> <p>3 1時間を単位とする利用料金の額を計算する場合において1時間に満たない端数があるときは、その端数は1時間とする。</p>

			その他の団体	380円以下	
	専用での利用でない場合		1 団体（個人を含む。） 1 時間につき 児童・生徒の団体（個人を含む。） その他の団体（個人を含む。）	100円以下 200円以下	
	屋外人工登はん壁		1 団体 1 時間につき 児童・生徒の団体 その他の団体	100円以下 200円以下	
	屋内人工登はん壁	団体が利用する場合	1 団体 1 時間につき 児童・生徒の団体 その他の団体	100円以下 200円以下	
		個人が利用する場合	1 人 1 時間につき 児童・生徒 その他の者	40円以下 80円以下	
	会議室		1 時間につき	160円以下	本館競技場と併せて利用する場合の利用料金は、無

				料とする。
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153 154 155 156 157 158 159 160 161 162 163 164 165 166 167 168 169 170 171 172 173 174 175 176 177 178 179 180 181 182 183 184 185 186 187 188 189 190 191 192 193 194 195 196 197 198 199 200 201 202 203 204 205 206 207 208 209 210 211 212 213 214 215 216 217 218 219 220 221 222 223 224 225 226 227 228 229 230 231 232 233 234 235 236 237 238 239 240 241 242 243 244 245 246 247 248 249 250 251 252 253 254 255 256 257 258 259 260 261 262 263 264 265 266 267 268 269 270 271 272 273 274 275 276 277 278 279 280 281 282 283 284 285 286 287 288 289 290 291 292 293 294 295 296 297 298 299 300 301 302 303 304 305 306 307 308 309 310 311 312 313 314 315 316 317 318 319 320 321 322 323 324 325 326 327 328 329 330 331 332 333 334 335 336 337 338 339 340 341 342 343 344 345 346 347 348 349 350 351 352 353 354 355 356 357 358 359 360 361 362 363 364 365 366 367 368 369 370 371 372 373 374 375 376 377 378 379 380 381 382 383 384 385 386 387 388 389 390 391 392 393 394 395 396 397 398 399 400 401 402 403 404 405 406 407 408 409 410 411 412 413 414 415 416 417 418 419 420 421 422 423 424 425 426 427 428 429 430 431 432 433 434 435 436 437 438 439 440 441 442 443 444 445 446 447 448 449 450 451 452 453 454 455 456 457 458 459 460 461 462 463 464 465 466 467 468 469 470 471 472 473 474 475 476 477 478 479 480 481 482 483 484 485 486 487 488 489 490 491 492 493 494 495 496 497 498 499 500 501 502 503 504 505 506 507 508 509 510 511 512 513 514 515 516 517 518 519 520 521 522 523 524 525 526 527 528 529 530 531 532 533 534 535 536 537 538 539 540 541 542 543 544 545 546 547 548 549 550 551 552 553 554 555 556 557 558 559 560 561 562 563 564 565 566 567 568 569 570 571 572 573 574 575 576 577 578 579 580 581 582 583 584 585 586 587 588 589 590 591 592 593 594 595 596 597 598 599 600 601 602 603 604 605 606 607 608 609 610 611 612 613 614 615 616 617 618 619 620 621 622 623 624 625 626 627 628 629 630 631 632 633 634 635 636 637 638 639 640 641 642 643 644 645 646 647 648 649 650 651 652 653 654 655 656 657 658 659 660 661 662 663 664 665 666 667 668 669 670 671 672 673 674 675 676 677 678 679 680 681 682 683 684 685 686 687 688 689 690 691 692 693 694 695 696 697 698 699 700 701 702 703 704 705 706 707 708 709 710 711 712 713 714 715 716 717 718 719 720 721 722 723 724 725 726 727 728 729 730 731 732 733 734 735 736 737 738 739 740 741 742 743 744 745 746 747 748 749 750 751 752 753 754 755 756 757 758 759 760 761 762 763 764 765 766 767 768 769 770 771 772 773 774 775 776 777 778 779 780 781 782 783 784 785 786 787 788 789 790 791 792 793 794 795 796 797 798 799 800 801 802 803 804 805 806 807 808 809 810 811 812 813 814 815 816 817 818 819 820 821 822 823 824 825 826 827 828 829 830 831 832 833 834 835 836 837 838 839 840 841 842 843 844 845 846 847 848 849 850 851 852 853 854 855 856 857 858 859 860 861 862 863 864 865 866 867 868 869 870 871 872 873 874 875 876 877 878 879 880 881 882 883 884 885 886 887 888 889 890 891 892 893 894 895 896 897 898 899 900 901 902 903 904 905 906 907 908 909 910 911 912 913 914 915 916 917 918 919 920 921 922 923 924 925 926 927 928 929 930 931 932 933 934 935 936 937 938 939 940 941 942 943 944 945 946 947 948 949 950 951 952 953 954 955 956 957 958 959 960 961 962 963 964 965 966 967 968 969 970 971 972 973 974 975 976 977 978 979 980 981 982 983 984 985 986 987 988 989 990 991 992 993 994 995 996 997 998 999 1000 1001 1002 1003 1004 1005 1006 1007 1008 1009 1010 1011 1012 1013 1014 1015 1016 1017 1018 1019 1020 1021 1022 1023 1024 1025 1026 1027 1028 1029 1030 1031 1032 1033 1034 1035 1036 1037 1038 1039 1040 1041 1042 1043 1044 1045 1046 1047 1048 1049 1050 1051 1052 1053 1054 1055 1056 1057 1058 1059 1060 1061 1062 1063 1064 1065 1066 1067 1068 1069 1070 1071 1072 1073 1074 1075 1076 1077 1078 1079 1080 1081 1082 1083 1084 1085 1086 1087 1088 1089 1090 1091 1092 1093 1094 1095 1096 1097 1098 1099 1100 1101 1102 1103 1104 1105 1106 1107 1108 1109 1110 1111 1112 1113 1114 1115 1116 1117 1118 1119 1120 1121 1122 1123 1124 1125 1126 1127 1128 1129 1130 1131 1132 1133 1134 1135 1136 1137 1138 1139 1140 1141 1142 1143 1144 1145 1146 1147 1148 1149 1150 1151 1152 1153 1154 1155 1156 1157 1158 1159 1160 1161 1162 1163 1164 1165 1166 1167 1168 1169 1170 1171 1172 1173 1174 1175 1176 1177 1178 1179 1180 1181 1182 1183 1184 1185 1186 1187 1188 1189 1190 1191 1192 1193 1194 1195 1196 1197 1198 1199 1200 1201 1202 1203 1204 1205 1206 1207 1208 1209 1210 1211 1212 1213 1214 1215 1216 1217 1218 1219 1220 1221 1222 1223 1224 1225 1226 1227 1228 1229 1230 1231 1232 1233 1234 1235 1236 1237 1238 1239 1240 1241 1242 1243 1244 1245 1246 1247 1248 1249 1250 1251 1252 1253 1254 1255 1256 1257 1258 1259 1260 1261 1262 1263 1264 1265 1266 1267 1268 1269 1270 1271 1272 1273 1274 1275 1276 1277 1278 1279 1280 1281 1282 1283 1284 1285 1286 1287 1288 1289 1290 1291 1292 1293 1294 1295 1296 1297 1298 1299 1300 1301 1302 1303 1304 1305 1306 1307 1308 1309 1310 1311 1312 1313 1314 1315 1316 1317 1318 1319 1320 1321 1322 1323 1324 1325 1326 1327 1328 1329 1330 1331 1332 1333 1334 1335 1336 1337 1338 1339 1340 1341 1342 1343 1344 1345 1346 1347 1348 1349 1350 1351 1352 1353 1354 1355 1356 1357 1358 1359 1360 1361 1362 1363 1364 1365 1366 1367 1368 1369 1370 1371 1372 1373 1374 1375 1376 1377 1378 1379 1380 1381 1382 1383 1384 1385 1386 1387 1388 1389 1390 1391 1392 1393 1394 1395 1396 1397 1398 1399 1400 1401 1402 1403 1404 1405 1406 1407 1408 1409 1410 1411 1412 1413 1414 1415 1416 1417 1418 1419 1420 1421 1422 1423 1424 1425 1426 1427 1428 1429 1430 1431 1432 1433 1434 1435 1436 1437 1438 1439 1440 1441 1442 1443 1444 1445 1446 1447 1448 1449 1450 1451 1452 1453 1454 1455 1456 1457 1458 1459 1460 1461 1462 1463 1464 1465 1466 1467 1468 1469 1470 1471 1472 1473 1474 1475 1476 1477 1478 1479 1480 1481 1482 1483 1484 1485 1486 1487 1488 1489 1490 				

		バスケット ボールゴール		
		固定式	同	60円以下
		移動式	同	100円以下
		跳箱	1時間につき	60円以下
		トランポリン	同	100円以下
		レスリング マット	同	100円以下
		卓球用具		
		競技専用	一式1日につき	4,610円以下
		競技専用 以外	1台1時間につき	60円以下
		体操用具		
		競技専用	一式1日につき	3,450円以下
		競技専用 以外	1種目1時間につき	60円以下
		長机	1時間につき	10円以下
		椅子		
1人掛け	同	10円以下		
3人掛け	同	10円以下		
フェンシング 用具	一式1時間につき	100円以下		
ハンドマイク	1時間につき	50円以下		
レコードプ	同	60円以下		

		レーヤー			
		その他の器具類	同	60円以下	
		持込電気器具用電気	1キロワットにつき	230円以下	
新宮崎県体育館	メインアリーナ	入場料等を徴収しない場合	1団体1時間につき アマチュアスポーツに利用するとき 午前9時から午後5時まで 児童・生徒の団体 その他 の団体 午後5時から午後10時まで 児童・生徒の団体 その他 の団体 アマチュアスポーツ以	900円以下 1,800円以下 1,800円以下 3,600円以下	1 「入場料等」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず入場することに関し徴収される入場の対価その他これに類するものをいう。 2 「児童・生徒」とは、学校教育法第1条に規定する学校(大学及び高等専門学校を除く。)に在学する者及び未就学の者をいう。 3 1つの団体がメインアリーナの一部を独占して利用する場合の利用料金は、当該金額の欄に掲げる金額に、メインアリーナの2分の1以下の面積を利用するときは2分の1、3分の1以下の面積を利用するときは3分の1、4分の1以下の面積を利用す

			外に利用するとき 午前9時から午後5時まで 午後5時から午後10時まで	18,000円以下 36,000円以下	
		入場料等を徴収する場合	1 団体 1 時間につき アマチュアスポーツに利用するとき 午前9時から午後5時まで 児童・生徒の団体 その他 午後5時から午後10時まで 児童・生徒の団体 その他	1,800円以下 3,600円以下 7,200円以下	るときは4分の1、6分の1以下の面積を利用するときは6分の1、8分の1以下の面積を利用するときは8分の1、14分の1以下の面積を利用するときには14分の1を乗じて得た額（10円に満たない端数があるときは、その端数は10円とする。）以下とする。 4 1時間を単位とする利用料金の額を計算する場合において1時間に満たない端数があるときは、その端数は1時間とする。

			<p>の団体 アマチュア スポーツ以 外に利用す るとき</p> <p>午前9時 36,000円以下 から午後 5時まで</p> <p>午後5時 72,000円以下 から午後 10時まで</p>	
サブア リーナ	入場料等を 徴収しない 場合	1 団体 1 時間 につき アマチュア スポーツに 利用すると き	<p>午前9時 から午後 5時まで</p> <p>児童・ 600円以下 生徒の 団体</p> <p>その他 1,200円以下 の団体</p> <p>午後5時 から午後 10時まで</p> <p>児童・ 1,200円以下</p>	<p>1 「入場料等」とは、入 場料、会費、会場整理費 その他名称のいかんを 問わず入場することに 関し徴収される入場の 対価その他これに類す るものをいう。</p> <p>2 「児童・生徒」とは、 学校教育法第1条に規 定する学校(大学及び高 等専門学校を除く。)に 在学する者及び未就学 の者をいう。</p> <p>3 1つの団体がサブア リーナの一部を独占し て利用する場合の利用 料金は、当該金額の欄に 掲げる金額に、サブア</p>

			生徒の 団体 その他 の団体 アマチュア スポーツ以 外に利用す るとき 午前9時 から午後 5時まで 午後5時 から午後 10時まで	2,400円以下 12,000円以下 24,000円以下	一ナの2分の1以下の面積を利用するときは2分の1、3分の1以下の面積を利用するときは3分の1、4分の1以下の面積を利用するときは4分の1、6分の1以下の面積を利用するときは6分の1を乗じて得た額(10円に満たない端数があるときは、その端数は10円とする。)以下とする。
		入場料等を 徴収する場 合	1団体1時間 につき アマチュア スポーツに 利用すると き 午前9時 から午後 5時まで 児童・ 生徒の 団体 その他 の団体 午後5時	1,200円以下 2,400円以下	4 1時間を単位とする 利用料金の額を計算する 場合において1時間に 満たない端数がある ときは、その端数は1時 間とする。

			から午後 10時まで 児童・生徒の 団体 その他 の団体 アマチュア スポーツ以 外に利用す るとき 午前9時 から午後 5時まで 午後5時 から午後 10時まで	2,400円以下 4,800円以下 24,000円以下 48,000円以下	
	多目的室 (地域武 道センタ ー)	入場料等を 徴収しない 場合	1 団体 1 時間 につき アマチュア スポーツに 利用すると き 午前9時 から午後 5時まで 児童・生徒の 団体	200円以下	1 「入場料等」とは、入 場料、会費、会場整理費 その他名称のいかんを 問わず入場することに 関し徴収される入場の 対価その他これに類す るものをいう。 2 「児童・生徒」とは、 学校教育法第1条に規 定する学校(大学及び高 等専門学校を除く。)に 在学する者及び未就学

		<p>その他 400円以下</p> <p>の団体</p> <p>午後5時 から午後 10時まで</p> <p>児童・ 400円以下</p> <p>生徒の 団体</p> <p>その他 800円以下</p> <p>の団体</p> <p>アマチュア スポーツ以 外に利用す るとき</p> <p>午前9時 4,000円以下</p> <p>から午後 5時まで</p> <p>午後5時 8,000円以下</p> <p>から午後 10時まで</p>	<p>の者をいう。</p> <p>3 1つの団体が多目的室の一部を独占して利用する場合の利用料金は、当該金額の欄に掲げる金額に、多目的室の2分の1以下の面積を利用するときは2分の1を乗じて得た額(10円に満たない端数があるときは、その端数は10円とする。)以下とする。</p> <p>4 1時間を単位とする利用料金の額を計算する場合において1時間に満たない端数があるときは、その端数は1時間とする。</p>
	<p>入場料等を 徴収する場 合</p>	<p>1団体1時間 につき</p> <p>アマチュア スポーツに 利用すると き</p> <p>午前9時 から午後 5時まで</p>	

			児童・生徒の団体 400円以下 その他 の団体 800円以下 午後5時から午後10時まで 児童・生徒の団体 その他 の団体 1,600円以下 アマチュアスポーツ以外に利用するとき 午前9時から午後5時まで 8,000円以下 午後5時から午後10時まで 16,000円以下	
	トレーニングム	団体が利用する場合	1団体1時間につき 児童・生徒の団体 650円以下 その他の団体 1,300円以下	1 「児童・生徒」とは、学校教育法第1条に規定する学校(大学及び高等専門学校を除く。)に在学する者及び未就学の者をいう。

		個人が利用 する場合	1人1時間につき 児童・生徒 その他の者	100円以下 200円以下	2 1時間を単位とする 利用料金の額を計算す る場合において1時間 に満たない端数がある ときは、その端数は1時 間とする。
	会議室	会議室 1	1時間につき	200円以下	1 1つの団体が会議室 4の一部を独占して利 用する場合の利用料金 は、当該金額の欄に掲 げる金額に、会議室の2分 の1以下の面積を利用 するときは2分の1、4 分の1以下の面積を利 用するときは4分の1 を乗じて得た額(10円に 満たない端数がある ときは、その端数は10円と する。)以下とする。 2 1つの団体が会議室 5の一部を独占して利 用する場合の利用料金 は、当該金額の欄に掲 げる金額に、会議室の3分 の1以下の面積を利用 するときは3分の1を 乗じて得た額(10円に満 たない端数があるとき は、その端数は10円とす
		会議室 2	同	200円以下	
		会議室 3	同	200円以下	
		会議室 4	同	500円以下	
		会議室 5	同	700円以下	
		応接室	同	200円以下	

					る。)以下とする。 3 1時間を単位とする 利用料金の額を計算す る場合において1時間 に満たない端数がある ときは、その端数は1時 間とする。
附帯設備 器具(利 用に要す る消耗器 材は含ま ない。)	バスケット ボールゴール	固定式	1組1時間に つき	60円以下	1 1時間を単位とする 利用料金の額を計算す る場合において1時間 に満たない端数がある ときは、その端数は1時 間とする。 2 持込電気器具用電気 の利用料金は、当該電気 器具に表示された電力 に1キロワット未満の 端数があるときは、1キ ロワットとして算定す る。
		移動式	同	100円以下	
	バレーボー ル用具		同	60円以下	
	ハンドボー ル用具		同	60円以下	
	フットサル 用具		同	60円以下	
	テニス用具		同	60円以下	
	バドミント ン用具		同	60円以下	
	卓球用具 競技専用		一式1日につ き	4,610円以下	
	競技専用 以外		1台1時間に つき	60円以下	
	体操用具 競技専用		一式1日につ	3,450円以下	

		き		
	競技専用 以外	1 種目 1 時間 につき	60円以下	
	新体操マッ ト	1 時間につき	100円以下	
	トランポリ ン	同	100円以下	
	電光表示盤	同	130円以下	
	長机	同	10円以下	
	椅子	同	10円以下	
	その他の器 具類	同	60円以下	
	持込電気器 具用電気	1 キロワット につき	230円以下	
	放送設備	1 時間につき	500円以下	
	照明設備 メインア リーナ 750ル クス以 上 1,000 ルクス 以上 サブアリ ーナ 750ル クス以 上	同 同	300円以下 500円以下 100円以下	

		空調設備			
		メインアリーナ			
		競技場	同	6,900円以下	
		観客席	同	8,100円以下	
		サブアリーナ			
		競技場	同	1,600円以下	
		観客席	同	2,300円以下	
		多目的室 (地域武道センター)	同	600円以下	
		会議室 1	同	100円以下	
		会議室 2	同	100円以下	
		会議室 3	同	100円以下	
		会議室 4	同	100円以下	
		会議室 5	同	100円以下	
		応接室	同	100円以下	
宮崎県ライフ ル射撃競技場	エアーライフル射場	1人2時間まで			1 「児童・生徒」とは、学校教育法第1条に規定する学校(大学及び高等専門学校を除く。)に在学する者をいう。 2 時間超過の場合は、超過時間1時間につき、当該利用料金の額に2分の1を乗じて得た額を加算する。
		10歳以上の児童・生徒 その他の者	130円以下 240円以下		
	スモールボアライフ ル射場	1人2時間まで			
		高等学校 (中等教育学校の後期)		190円以下	

		<p>課程及び特別支援学校の高等部を含む。) 生徒 その他の者</p>	<p>380円以下</p>	<p>3 1時間に満たない端数があるときは、その端数は1時間とする。</p>
--	--	---	---------------	--